

独立行政法人海上災害防止センター
平成 21 年度 計 画

平成 21 年 3 月

独立行政法人海上災害防止センター

独立行政法人海上災害防止センター 平成21年度計画

独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）は、中期計画を実行するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、センターに係る平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間）の年度計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

センターは、運営維持に係る国費の投入を前提とせず、自立的・効率的な運営を行うこととされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、センターの事業は平成22年度までに公益法人の業務として実施する方向で検討がなされることとなった。

これらを踏まえ、第二期中期目標期間中においては、公益法人化を前提とした盤石な経営基盤の構築を最重要課題として掲げ、その一方、第一期中期目標期間に引き続き、危機管理業務を的確に実施する本来の任務に支障を及ぼさない範囲で、業務運営の効率化の推進を図っていくこととする。

(1) 組織運営の効率化の推進

措置済み

(2) 業務運営の効率化の推進

一般管理費について、第一期中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で6%程度に相当する額を削減する。

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成17年度比で4%程度に相当する額を削減する。

給与水準については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、その適正性について検証し、検証結果に応じた取組みを行うとともに、検証結果及び取組状況をホームページ上で公表する。

事業費（防災費、HNS業務費、受託業務管理費（防災措置業務に限る。）及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、第一期中期目標期間の最終年度（平成19年度）と同程度の水準に抑える。

契約については、センターが策定した「随意契約見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

(3) 関係機関等との連携の強化

排出油防除協議会、地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて油回収資機材等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。

関係機関等の要請に応じ、講演会等の開催時には、センター職員を講師として派遣する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 海上防災措置業務

海上防災措置業務の適時・適確な実施

海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。

HNS 防除体制の充実強化

ア 契約防災措置実施者に対する訓練

特定油以外のガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（以下「HNS」という。）に関し、契約防災措置実施者の防除措置に係る技能の向上を図るため、契約防災措置実施者の監督職員28名に対して、HNS防除措置に関する研修を行う。

イ HNS 防除資機材の整備

我が国のHNS防除措置能力を一層向上させるため、特に特定海域基地に重点を置き、HNS防除資機材の充実強化を行う。

ウ HNS 防除に関するサービス提供

我が国の防災体制の一層の向上に貢献するため、船舶所有者等に対してセンターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムの充実を図り、これを活用したサービスの提供を実施する。

エ 石油コンビナート地区における防災業務に関する取組みの推進

「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等を踏まえ、臨海部石油コンビナート区域における石油化学企業等に対し、HNS等防除のため海上災害セーフティサービスを提供するなど、防災業務に関する取組を推進する。

(2) 機材業務

資機材の維持管理

全国33基地に配備されたオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。

また、全国10基地に配備された油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。

資機材の運用訓練

排出油防除資材を管理している33基地において搬出訓練を、油回収装置を管理運用している10基地において運用訓練を行う。

(3) 海上防災訓練業務

訓練の重点化

海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース(5日間)を10回、消防実習コース(2日間)を8回それぞれ開催する。

標準コース5日間のうち2日間は消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習を実施する。また、消防実習コース(2日間)については油・液化ガス・液体化学薬品消火実習に1日を充てる他、船内搜索、保護具・検知器

取扱実習等を実施する。

また、今年度は、大容量泡放射砲訓練コース、原子力発電所火災コース等を新たに実施する。

訓練参加者の能力向上

訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。

また、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。

(4) 調査研究等業務

海上防災体制強化に資する調査研究の実施

受託事業として「石狩LNG基地の海上防災対策に関する調査研究」、「新仙台火力発電所LNG基地における海上防災対策に関する調査研究」を実施する。日本財団助成事業として「タンカー火災の消火に関する調査研究」を実施する。

成果の普及・啓発

これまでの調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で継続公開し、引き続き、成果の普及・啓発を図る。

(5) 国際協力推進業務

国際協力業務の推進

東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向けに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修を2回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。

訓練参加者の能力向上

海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施するとともに、訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。

また、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保

センターの事業は平成22年度までに公益法人の業務として実施する方向で検討がなされることとなったことから、自己収入の確保に一段と努める必要があり、基金等を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの委託事業及びLNG基地海上防災対策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書等発行料、並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保する。

(2) 予算 (人件費の見積を含む。)

平成21年度予算

(単位 百万円)

区 別	防災措置業務勘定	その他の勘定	合 計
収入			
運営費交付金	0	0	0
施設費等補助金	0	0	0
受託・手数料収入	640	1,011	1,651
その他	21	79	100
目的積立金取崩収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	220	1,079	1,299
計	882	2,169	3,051
支出			
業務経費	0	0	0
施設整備費	0	0	0
受託経費	504	735	1,239
一般管理費	139	268	407
その他	0	15	15
翌年度への繰越金	239	1,152	1,391
計	882	2,169	3,051

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

【人件費の見積り】 年度中総額 295 百万円を支出する。

【運営費交付金の算定方法】 該当なし。

(3) 収支計画

平成21年度収支計画

(単位 百万円)

区 別	防災措置業務勘定	その他の勘定	合 計
費用の部	690	1,175	1,865
経常費用	690	1,175	1,865
防災費	90	0	90
防災業務管理費	40	0	40
HNS業務費	250	0	250
機材業務管理費	0	15	15
機材業務費	0	182	182
消防船業務費	0	365	365
消防船建造費	0	0	0
訓練業務費	0	127	127
調査研究業務管理費	0	2	2
調査研究業務費	0	42	42
受託業務管理費	124	2	126
指導助言費	0	0	0
一般管理費	139	268	407
減価償却費	47	173	220
財務費用	0	1	1
臨時損失	0	0	0
収益の部	705	1,172	1,877
運営費交付金収益	0	0	0
手数料収入	455	923	1,378
受託収入	186	89	275
寄付金収益	5	4	9
資産見返負債戻入	43	83	126
その他	16	75	91
臨時利益	0	0	0
税引前純利益(税引前純損失)	15	4	11
法人税、住民税及び事業税	0	1	1
法人税等調整額	0	0	0
純利益(純損失)	15	5	10
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益(総損失)	15	5	10

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(4) 資金計画

平成21年度資金計画

(単位 百万円)

区 別	防災措置業務勘定	その他の勘定	合 計
資金支出	882	2,146	3,028
業務活動による支出	643	1,003	1,646
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	15	15
翌年度への繰越金	239	1,129	1,368
資金収入	882	2,146	3,028
業務活動による収入	662	1,090	1,752
運営費交付金による収入	0	0	0
受託・手数料収入	640	1,011	1,651
その他の収入	21	79	100
投資活動による収入	0	0	0
施設費による収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	220	1,057	1,277

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

4. 短期借入金の限度額

排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

6. 剰余金の使途

剰余金は予定していない。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・整備に関する計画

消防演習場の淡水化プラントの定期点検、整備を行う。

消防船については、1隻の上架修理を行う。訓練船については、1隻の定期検査及び他の1隻の上架修理を行う。

(2) 人事に関する計画

方針

センターの業務を確実かつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施するとともに、職員の配置に関して、油等流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり効率的な業務実施が可能となるよう適正な人事配置とする。

人員計画

年度末の常勤職員数を第二中期目標期間初年度(平成20年度)と同数とする。

(参考1)

() 第二期中期目標期間初年度(平成20年度)の常勤職員数----- 29人

() 平成21年度末の常勤職員数----- 29人

(参考2)

平成21年度の人件費総額見込み----- 295百万円

(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第42条
の30第1項に規定する積立金の使途